

山梨県公報

第六百一号

令和七年

十月九日

木 曜 日

八ページ下段終わりから九行目中「 附則の次に次の別表を加える。」は、
の次に次の別表を加える。
の誤り。
第三条関係」
別表（

目次

公 告

○開発行為に関する工事の完了について……………五五九

正 誤

○令和七年三月二十八日付号外第十三号中……………五五九

公 告

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和七年十月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡山中湖村山中字北畠八百二十二番の一部、八百二十三番の一部、八百二十四番の一部、八百二十五番、八百二十六番、八百三十二番、八百四十三番一、八百四十七番一の一部、八百五十番二、八百五十番三、八百五十一番一の一部、八百五十一番三の一部、八百五十一番四、八百五十一番五の一部、八百六十二番一の一部、八百六十五番七百八十三、八百六十五番七百八十四

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県南都留郡山中湖村山中一番地 株式会社 タカムラ生コン 代表取締役 高村 彰一郎

正 誤

○ 令和七年三月二十八日（号外第十三号）山梨県企業局管理規程第一号（山梨県企業局に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する規程等の一部を改正する規程）

「 附則

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番